

年金基金の財務諸表に対する監査に関する研究報告

平成25年3月29日

改正 平成28年3月25日

日本公認会計士協会

項番号

I はじめに

1. 本研究報告作成の経緯..... 1
2. 本研究報告の位置付け..... 3

II 年金基金の財務諸表に対する監査の社会的要請と年金基金の現況

1. 年金基金の財務諸表に対する監査の社会的要請..... 4
2. 年金基金の業務
 - (1) 年金基金の制度及び組織..... 7
 - (2) 年金基金の決算及び監査の制度..... 17
 - (3) 年金基金の業務..... 24

付録1 年金基金の貸借対照表及び損益計算書の記載例

付録2 退職給付債務と年金財政上の債務の相違

付録3 厚生年金基金の財政検証時における所見の様式例

《 I はじめに》

《 1. 本研究報告作成の経緯》

1. 日本公認会計士協会(以下「当協会」という。)では、投資顧問会社と投資一任契約を結んだ年金基金に関する年金資産の消失事案を受けて「年金資産の消失事案を受けての監査及び会計の専門家としての提言」(平成 24 年 5 月 16 日)を公表し、その提言の一つである、年金基金の財務諸表に対する公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)による会計監査の活用を図るため、業種別委員会研究報告第 10 号「年金基金に対する監査に関する研究報告」(平成 25 年 3 月 29 日公表。以下「平成 25 年研究報告」という。)を公表した。

平成 25 年研究報告は、年金基金について、法令上、公認会計士等による監査が求められておらず、また、監査上、受入可能な財務報告の枠組みとして一般に公正妥当と認められる年金基金会計の基準が明らかにされていない状況の下で、会員が財務諸表の信頼性を担保するために当時の我が国における監査の基準の下での監査実施の可能性について研究し、任意契約による監査を実施する際の業務の参考となる監査上の留意事項並びに年金基金の制度及び業務の理解に資する知識を提供した。

2. 企業会計審議会は、「監査基準の改訂に関する意見書」(平成 26 年 2 月 18 日)を公表して監査基準を改訂した。また、この改訂に対応して、当協会は特別目的の財務諸表に対する監査に関する実務指針として、監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告に基づく財務諸表に対する監査」及び監査基準委員会報告書 805「個別の財務諸表及び財務諸表項目等に対する監査」(平成 26 年 4 月 4 日)を制定し、公表した。

平成 27 年 4 月 1 日開始事業年度から適用されるこれらの意見書及び報告書は、我が国における特別目的の枠組みを適用して作成された財務諸表に対する監査の取扱いを明らかにしたものであり、年金基金の財務諸表に対する監査にも適用されることとなる。したがって、当協会では、平成 25 年研究報告の記載内容のうち、監査上の留意事項に当たるものを基礎として業種別委員会実務指針第 53 号「年金基金に対する監査に関する実務指針」(平成 28 年 3 月 25 日)を策定し、公表することとした。当該実務指針には含まれない年金基金の制度及び業務に関する事項については、監査実施上、年金基金及び基金環境の理解に資するものであるため、その記載内容を見直し、研究報告を改正することとした。

本研究報告は、このような経緯から、会員の年金基金の財務諸表に対する監査実務の参考に資するものとして改正されるに至ったものである。

《 2. 本研究報告の位置付け》

3. 本研究報告は、会員の実務の参考に資することを目的として、年金基金の制度(決算及び監査の制度を含む。)及び業務に関する事項について取りまとめたものである。本研究報告は、年金基金の財務諸表に対する監査の実施に必要と思われる知識及び情報を可能な限り取り込んで作成しているが、あらゆる監査業務において必要となる事

項を網羅的に示したものではなく、また、特定の監査業務においては適合しない事項もあり得る。会員は、個々の状況に照らして、本研究報告以外からも年金基金及び基金環境の理解に必要な知識を入手して監査を実施することが期待される。

《Ⅱ 年金基金の財務諸表に対する監査の社会的要請と年金基金の現況》

《1. 年金基金の財務諸表に対する監査の社会的要請》

4. 我が国の企業年金制度は、昭和 37 年の法人税法に基づく税制適格退職年金制度、昭和 41 年の厚生年金保険法に基づく厚生年金基金制度が中心となって企業の従業員の老後の所得保障にその役割を果たしてきた。しかしながら、バブル経済の崩壊後、資産運用環境の低迷や産業構造の変化などにより財政が悪化する企業年金が散見されるようになった。加えて、平成 12 年に企業会計に退職給付会計基準が導入されると、これらの企業年金制度における多額の含み損が明らかになり、企業年金の運営は母体企業の経営にとっても大きな課題と認識されることとなった。このような企業年金を取り巻く状況の大きな変化を受けて、平成 13 年には確定拠出年金法による確定拠出年金制度が、平成 14 年には確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金制度がそれぞれ制定され、企業年金を実施する企業の選択肢は広がった。また、これを契機に、多くの厚生年金基金では代行返上（国の厚生年金のうち報酬比例部分を国に返還し、企業独自の年金制度とすること。）し、確定給付企業年金制度又はその他の年金制度に移行した。なお、平成 26 年 4 月の法改正により、厚生年金基金の新規設立はできなくなったほか、既存の厚生年金基金についても解散又は他制度への移行が促進されることとなった。
5. 年金資産の運用環境の低迷の中で、年金基金ではより多くの運用成果を得るために様々な運用を行っているが、このような状況下、平成 24 年 3 月、投資顧問会社と投資一任契約を結んだ年金基金に関する年金資産の巨額消失事案が発生した。年金資産の巨額消失事案の背景には、近時の運用環境の悪化とともに運用資産の毀損が明らかになってきた状況があり、年金基金には、その運用資産の状況及び数理債務を正しく把握し、財政状態を的確に情報開示する、財務報告に係るガバナンスの強化が求められている。当協会では、年金資産の巨額消失事案を受けて、「年金資産の消失事案を受けての監査及び会計の専門家としての提言」（平成 24 年 5 月 16 日）及び業種別委員会研究報告第 9 号「年金資産の運用に関連する会計監査業務等の状況に係る研究報告」（同年 5 月 25 日）を公表し、年金基金の財務諸表に対する公認会計士等の監査が行われていない現況を踏まえ、類似事案の再発防止に向けて、公認会計士等による会計監査の活用を様々な関係団体等に対して提言した。

上記のような年金資産損失を早期に発見するには、年金基金における資産管理運用体制の強化とともに、年金資産の実在性や評価の妥当性、年金債務の網羅性や評価の

妥当性を始めとする財務情報の信頼性が担保された財務諸表を、年金基金の理事者が適切に作成し、関係者に情報開示することが必要であると考えられる。

財務諸表の信頼性を担保するためには、年金基金の理事者自らが財務報告に係る内部統制を整備及び運用して正しい財務報告を行うことはもとより必要ではあるが、年金基金以外の第三者が独立の立場から年金基金の財務諸表が適切に作成されているかどうかについて監査を実施することは、理事者の受託者責任を全うするために非常に有益な手段となるものと考えられる。職業的専門家として当協会の会員である公認会計士等が年金基金の財務諸表に対して監査を実施することは、財務諸表に対する信頼性の担保や財務報告に係るガバナンスの維持強化に応えるために、年金基金に対して社会的に要請されているものと考えられる。

《 2. 年金基金の業務》

6. 年金基金の財務諸表に対する監査を実施するに際して、その前提として、理解しておくべき年金基金の制度及び組織、年金基金における監査の現況、年金基金の業務について、以下、概説する。

《(1) 年金基金の制度及び組織》

《① 厚生年金基金・企業年金の現況》

7. 企業年金連合会が公表した平成27年11月1日現在の企業年金の現況は次のとおりである。

図表 1 厚生年金基金及び確定給付企業年金の概況（平成27年11月1日）

厚生年金基金の現況		
i 基金数		
合計	単独・連合型	総合型
368	40	328
(188)	(24)	(164)
() は将来返上を除いた数		
ii 代行返上（将来返上基金）1, 183		
iii 解散基金数 641		
iv 加入員数、事業所数（平成26年3月末時点）		
加入員数 323万人		
事業所数 7.4万事業所		
確定給付企業年金の現況		
i 件数		
合計	基金型	規約型
13,788	611	13,177

ii 加入者数、企業年金数（平成27年3月末現在）

加入者数 782万人

企業年金数 13,884件

8. 上述の企業年金のうち、独立した法人格があるのは、「厚生年金基金」と「確定給付企業年金（基金型）」であり、通常、この二つが年金基金監査の対象になると考えられる。そのため、本研究報告ではこの二つの制度について解説している。
9. 厚生年金基金については、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号、以下「健全化法」という。）により、平成26年4月1日以降は新規設立が認められなくなり、また、既設の基金についても原則として10年以内に他の制度への移行や解散を行うこととされているため、留意する。
10. なお、健全化法の施行により、厚生年金保険法第9章第1節(第106条から第148条まで)に定められていた厚生年金基金に関連する規定が削除されたが、その附則第4条及び第5条によって、存続厚生年金基金に対しては、これら削除された規定及び関連省令等についてなお効力を有するものとされた。本研究報告においては、これらの規定について「改正前厚生年金保険法」と表記している。
11. 厚生年金基金は、加入員の老齢について給付を行い、もって加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として設立されており（改正前厚生年金保険法第106条）、国の年金給付のうち老齢厚生年金の一部を代行するとともに、厚生年金基金独自の上乘せ（プラスアルファ）を行い、年金資産を管理・運用して年金給付を行う。基金には、理事や監事などの役員を置き、監事は基金の業務の監査を行うこととされている（改正前厚生年金保険法第120条第4項）。
12. 厚生年金基金は独立した法人として設立・運営されるが、その形態には、単独の企業で構成される「単独型」、企業グループ等で構成される「連合型」、同業種や同一地域の企業で構成される「総合型」がある。
13. 企業年金基金は、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることを目的として（確定給付企業年金法第1条）、単独で又は共同して、母体企業とは別の法人格を持った基金として設立され、将来の給付額をあらかじめ決めておき、その給付額を賄うのに必要な掛金として拠出された年金資金を管理・運用し、年金給付を行う。企業年金基金は代行部分（国の厚生年金のうち、老齢厚生年金の報酬比例部分を基金が代行するもの）を持たない企業年金制度であり、また、厚生年金基金が代行返上した後に基金型の企業年金を構築する場合の形態である。
14. 年金基金の組織は、理事や監事などの役員を置き、監事は基金の業務の監査を行うこととされている（改正前厚生年金保険法第120条第4項、確定給付企業年金法第21条）。また、代議員会を置き、年金基金の運営方針などを決定する。代議員の半数

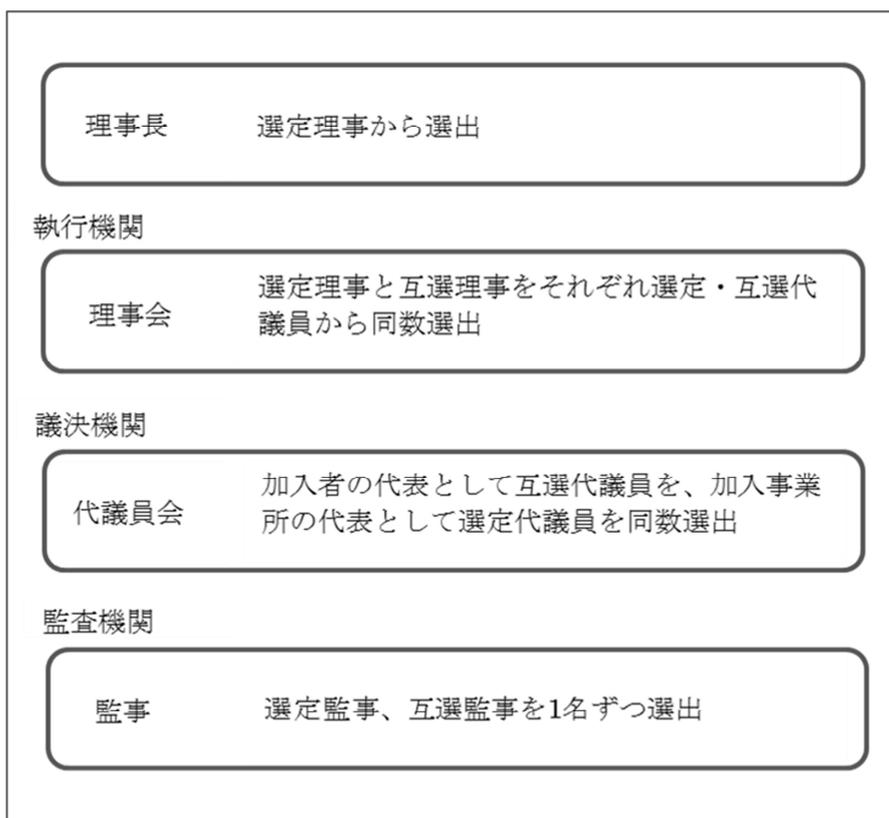
は母体企業が指名し（選定代議員）、他の半数は加入員（者）が選挙する（互選代議員）。任期は3年以内で、年2回の定期代議員会と臨時の代議員会がある。代議員会では、年金規約の変更、予算・決算の承認、基金の解散等を決定することとされている。

15. 理事会は年金基金の執行機関である。理事会は、選定代議員から選ばれる選定理事と、互選代議員から互選される互選理事がそれぞれ同数で構成される。理事長は、選定理事から理事が選挙して選び、基金の代表者として業務を執行する。常務理事は理事会の同意の下に理事長が理事の中から指名する。

16. 監事は年金基金の業務監査機関である。監事は、選定代議員、互選代議員の中からそれぞれ1名ずつ選挙で決められ、定時又は随時に基金の業務を監査し、代議員会にその結果を報告する。監事の任期は3年以内となっている。

なお、厚生年金基金においては、平成12年5月まで、監事のうち1名を学識経験監事とすることとされていた。学識経験監事の必置規制が廃止された後は、基金によっては任意で学識経験顧問設置規程を設け、監事の補佐を行うことがある。

図表2 年金基金の機関構成員



《(2) 年金基金の決算及び監査の制度》

17. 年金基金の毎事業年度の予算、事業報告及び決算については代議員会の議決が必要

とされている。

年金基金は、一般企業と同様に毎年1回決算を行わなければならない。財政運営の状況を検証するために、1年間の収入と支出の状況を損益計算書で明らかにし、基準日における資産・負債等の財政状態を貸借対照表で明らかにする必要がある。

18. 厚生年金基金では、毎事業年度終了後6か月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見を付して、代議員会に提出し、その議決を得た後、厚生労働大臣に提出する（厚生年金基金令第39条第1項）。当該報告に当たっては、厚生年金基金規則第41条に基づき、正規の簿記の原則に従って、年金経理・業務経理区分を設定して経理を行うことが求められている。

厚生年金基金の加入員及び加入員であった者は、厚生年金基金に対し、これらの書類の閲覧を請求することができる。

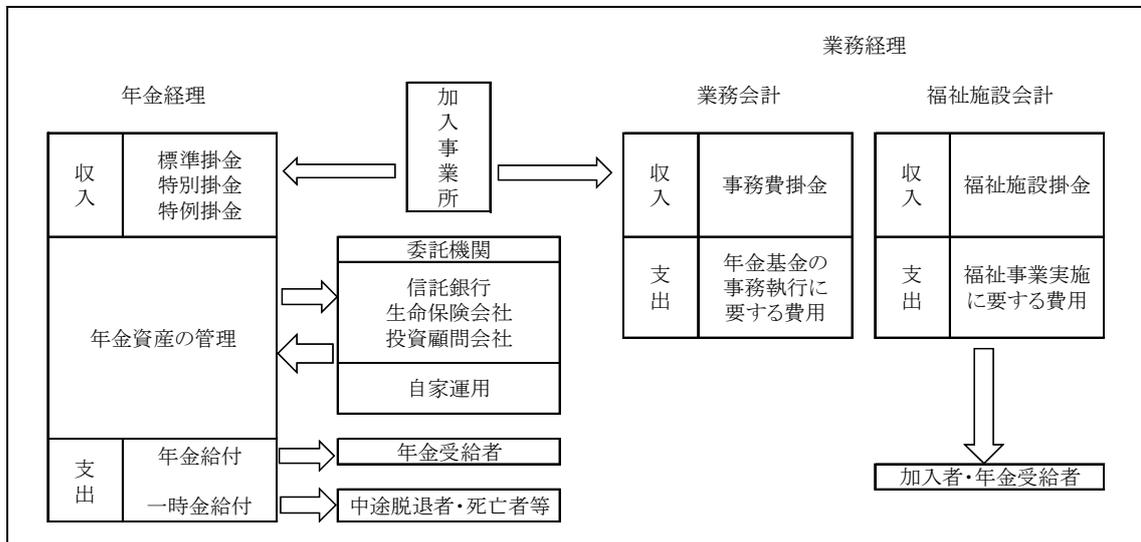
19. 企業年金基金では、毎事業年度終了後4か月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、企業年金基金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出する（確定給付企業年金法第100条第1項）。これらの報告書を提出する際には、当該報告書に監事の意見を付けて代議員会に提出し、その議決を得なければならない（確定給付企業年金法施行規則第117条第4項）。決算に関する報告書は、貸借対照表、損益計算書、積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類、積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類から構成されており、確定給付企業年金法施行規則第110条に基づき、発主義により、年金経理・業務経理を区分し、適切な勘定区分を設定して経理を行うことが求められている。企業年金基金の加入者及び加入者であった者は、事業主等に対し、これらの書類の閲覧を請求できる。

なお、厚生年金基金の決算期は3月末日と定められているが、企業年金基金の決算期は自由に決定することができる。

20. 年金基金の主な収入は掛金で、支出は年金給付や一時金給付であり、年金経理はこれらの取引を処理する経理区分である。また、業務経理は年金基金事務局の役職員の給与や諸手当、旅費、事務所経費、代議員会・理事会開催のための会費等の、事業運営のための取引を処理する経理区分である。さらに、業務経理は、慶弔金の給付や保養施設を運営するための取引を行う福祉施設会計（厚生年金基金の場合。企業年金基金の場合は「福祉事業会計」という。）と、その他の取引を処理する業務会計の二つに区分される。加入者等¹に対する福祉施設事業を行う年金基金では、年金経理と業務経理の業務会計及び福祉施設会計の三つに区分して経理を行い、福祉施設事業を行っていない基金では、年金経理と業務経理の業務会計の二つに区分して経理を行う。

¹ 厚生年金基金関係法令においては加入員、確定給付企業年金関係法令においては加入者の語が用いられているが、本項以降においては、法令からの引用の場合を除き、「厚生年金基金の加入員又は企業年金基金の加入者」を「加入者」と呼称し、「加入者及び加入者であった者」の総称を「加入者等」とする。

図表3 年金基金の業務と経理区分



21. 年金基金の決算報告に関する書類（以下「決算関係書類」という。）は、以下の法令等に基づき作成される。

- ・ 「厚生年金基金の財政運営について」（平成8年6月27日 年発第3321号 都道府県知事あて厚生省年金局長通知）別紙「厚生年金基金財政運営基準」（以下「財政運営基準」という。）及び「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」（平成8年6月27日 年発第3323号 各都道府県知事あて厚生省年金局長通知）別紙「厚生年金基金決算事務取扱基準」（以下「決算事務取扱基準」という。）（勘定科目区分、決算書の様式）
- ・ 「厚生年金基金の事業運営について」（昭和41年11月30日 年発第549号 各都道府県知事あて厚生省年金局長通知）（年金経理会計は財政運営基準、業務経理会計は決算事務取扱基準に定めるところにより実施する旨の規定）
- ・ 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日 年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生（支）局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知）などの法令通達（勘定科目区分、決算書の様式）

これらの法令等は、貸借対照表、損益計算書及びその他の業務報告書の表示及び様式を規定したものであり、財務諸表を作成するための資産・負債の認識・測定についての包括的な会計規定を含むものではない。例えば、通常、財務諸表の一部を構成する注記事項についての定めはなく、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を斟酌する旨の規定も定められていない。

なお、付録1に、これらの法令等に定める貸借対照表及び損益計算書の様式を参考

例として示している。

22. 年金基金には、代議員会、理事会という基金運営のための一定のガバナンスの仕組みはあり、監事による監査制度はあるものの、公認会計士等による外部の監査専門家による会計監査制度は採用されていない。年金基金は母体企業とは別個の法人格を付与されており、年金基金の管理運用業務に携わる理事等は、自らの業務を善管注意義務、忠実義務に則って誠実に遂行する責任がある²。

23. 参考までに、諸外国における年金基金の会計監査の事例を要約して紹介する。

米国では、1974年（昭和49年）に制定されたいわゆるエリサ（Employee Retirement Income Security Act の頭文字をとって ERISA）法により、従業員の受給権保護の観点から年金プランの情報開示の拡充が要請されており、その運営や財政状況について、財務省（内国歳入庁）、労働省、年金給付保証公社及び加入員に対する詳細な情報開示が義務付けられている。特に、一定規模以上の年金プランの財務諸表は公認会計士等の監査証明が要求されており、数理関係の報告書には登録アクチュアリー承認が必要とされている。

また、英国では、全ての企業年金基金について年次報告書の作成と会計監査が義務付けられている。

《(3) 年金基金の業務》

24. 年金基金の業務は、年金業務と資産運用業務の二つに大きく区分される。年金業務は更に規約の管理、財政計算及び財政検証等の「制度全体運営業務」と従業員の制度加入に関する業務、掛金の徴収管理、受給権の認定や年金額の裁定・給付、源泉徴収税額の計算等の「制度管理業務」に区分される。

年金業務のうち、意思決定や年金給付の裁定等を除く業務については、信託銀行、生命保険会社等に外部委託することが一般的である。業務委託には年金数理計算のみを委託するⅠA型、年金数理計算と給付業務を委託するⅠB型、年金数理計算と給付業務及び加入者等に関する業務を委託するⅡ型がある。

25. 年金業務のうち、年金財政に関する重要な業務として、年金数理業務がある。年金基金は、「財政運営規程」等、財政運営の方針を定め、これに従って年金数理計算を行い、掛金の積立て等を行っていくが、毎年度の決算結果を基に積立状況を検証するために「財政検証」を行い、必要に応じて「財政計算」を実施して掛金率の引上げなどを行い、適正な財政運営に努める必要がある。

財政検証には、年金制度が今後も継続するという前提で、将来の給付を賄うために現在準備しておくべき金額（責任準備金）に見合う積立金を保有しているかどうかを検証する「継続基準による財政検証」と、年金制度が基準日時点で終了したと仮定し、加入者等の受給権の確保のために、現時点までに発生しているとみなされる債務（最

² 改正前厚生年金保険法第120条の2（理事義務及び賠償責任）、確定給付企業年金法第69条（忠実義務）、第70条（基金の理事行為準則）ほか。

低積立基準額)に見合う積立金を保有しているかどうかを検証する「非継続基準による財政検証」がある。

また、財政計算とは、計算基礎率に基づいて将来の給付額を予測し、これを賄うために必要な掛金(率)を計算するもので、制度発足時に実施されるほか、「①少なくとも5年に1回の財政再計算時」、「②給付設計の変更や大幅な人員変動があった時」などに掛金(率)を見直すために実施される。

厚生年金基金の場合、年金基金が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する書類は、年金数理人が確認を行って署名押印をしたものでなければならない。

また、年金数理人は、当該確認を行ったときは、当該書類に所見を付さなければならない(付録3参照)。なお、厚生年金基金では、「指定年金数理人制度」があり、各年金基金は年金数理人の中から特定の年金数理人を指定して、上記書類の確認に加え、継続的に基金の財政状況の診断や財政運営へのアドバイスを受けることとされている。

26. 資産運用業務には、運用基本方針の策定、運用機関の選定、運用実績の定期的な把握等の業務がある。年金資産の運用は、外部の信託銀行、生命保険会社、投資顧問会社等の専門の運用機関に委託することが一般的である。一定の条件を満たした年金基金は、年金資産の運用を外部機関に委託せず、年金基金自らが個々の資産の売買等の意思決定を行う運用方法(自家運用(インハウス運用))を採用することができる。自家運用を行う基金には、一般の年金基金に比べ高い水準の体制整備が求められる。

《① 年金資産の運用の特徴》

27. 年金基金は、長期に安定した年金制度を確立し運営するために、多額の年金資産を保有していることから、年金資産運用の特徴を十分に理解する必要がある。
28. 年金基金では、年金資産の運用に当たり、運用の基本方針を策定して(改正前厚生年金保険法第136条の4、確定給付企業年金法施行令第45条)分散投資することが求められている(厚生年金基金令第39条の15、確定給付企業年金法施行令第46条)。
- 年金資産は、(1)生命保険会社、(2)信託銀行、(3)金融商品取引業者等(投資顧問会社)、(4)自家運用による金融機関等との契約により運用され、関係法令・通達等に規定される貸借対照表上では、(1)が「保険資産」勘定に、(2)及び(3)が「信託資産」勘定に、(4)が「投資」勘定に計上される。
29. 各運用における具体的な契約形態は、以下のとおりである。

(1) 生命保険会社

生命保険会社の年金資産の運用契約形態は、一般勘定契約と特別勘定契約とに分けられる。

生命保険会社による年金資産の運用の詳細については、第30項から第33項において詳述する。

(2) 信託銀行

信託会社が年金資産の管理運用を引き受ける信託契約を年金信託契約といい、あらかじめ委託者から指定された運用方法・運用対象の範囲内で、信託銀行の裁量に基づき、各信託契約ごとに運用される。

また、年金基金が外部の金融商品取引業者等（投資顧問会社）に投資一任する、又は年金基金自らが自家運用し、信託銀行が年金資産の管理業務を受託する年金特定信託契約を締結するケースがあるが、これは次の(3)及び(4)に該当する。

信託銀行による年金資産の運用の詳細については、第34項から第35項において詳述する。

(3) 金融商品取引業者等（投資顧問会社）

投資一任契約は、年金基金が投資顧問会社に対して投資判断を一任するとともに、当該投資判断に基づき当該年金基金のために投資を行う上で必要な権限を委任する内容の契約となっている。

投資顧問会社は、金融商品取引法により適格機関投資家や国などプロ投資家である「特定投資家」ではない年金基金（適格投資家である年金基金もある。）などの顧客から資金の預託を受けることができないとされているため、資産管理については、関係法令の規定により信託銀行の「年金特定信託契約」を利用することが義務付けられている。

(4) 自家運用（インハウス運用）

自家運用とは、年金資産の運用を外部の運用機関に委託せず、年金基金自らが個々の資産の売買等の意思決定を行う運用方法である。自家運用を行う年金基金は、一般の年金基金に比べて高い水準の体制整備が求められ（確定給付企業年金では基金型にのみ自家運用が認められている。）、年金資産運用の基本方針の中に自家運用における管理運用の体制、運用対象等、その他必要な事項を規定する必要がある。また、中長期の資産配分方法（政策アセット・ミックス）の策定が法令・通知上の義務とされている。

自家運用の対象資産は、改正前厚生年金保険法及び確定給付企業年金法において、①投資信託の受益証券等の売買、②貸付信託の受益証券の売買、③預貯金、④コール、手形割引に限定されている。さらに、一定の管理及び運用の体制を整えた年金基金については、上記に加え、⑤国債等の有価証券（株式等を除く。）、⑥国債等の銀行・証券会社等に対する貸付け、⑦債券先物及び債券オプション、⑧先物外国為替及び通貨オプション、⑨国内株式のインデックス運用、⑩株価指数先物取引、株価指数オプション取引による自家運用が可能となっている。

自家運用の場合の運用資産の管理は、年金基金自らが行う場合と、信託銀行と年金特定信託契約を締結する場合とがある。

図表 4 年金資産の運用形態

運用機関	契約形態	貸借対照表の科目
生命保険会社	一般勘定	保険資産勘定
	特別勘定 第一特約 第二特約	
信託銀行	年金信託契約	信託資産勘定
	年金特定信託契約	
金融商品取引業者等 (投資顧問会社)	(投資一任契約)	
自家運用(インハウス運用)		投資勘定

《② 生命保険会社における資産運用》

《ア. 一般勘定》

30. 生命保険会社に資産運用を委託する場合には、団体年金保険という保険契約（厚生年金基金保険、確定給付企業年金保険など）によることとなる。

生命保険会社での運用契約の形態には、一般勘定、特別勘定の区分がある。

31. 一般勘定は、個人保険・個人年金や団体保険などの保険商品を扱う一般資産区分、企業年金の団体年金保険を扱う団体年金資産区分、全社区分等に区分されている（図表5参照）。団体年金保険は、元本と最低利率の保証があり、さらに、運用状況に応じた配当が上乘せされる仕組みとなっている。元本と利率が保証された一般勘定による運用においては、資産価格の変動に伴うリスク負担は、他の運用の契約とは異なり、生命保険会社が負っている。

図表5 生命保険一般勘定³



一般勘定の元本、保証利率による利子及び配当は、生命保険会社の負債＝年金基金の資産となる。このことは、生命保険会社が価格変動等のリスクを負っていることを意味する。

《イ. 特別勘定》

32. 一般勘定は、個人保険・個人年金、団体保険等、多くの保険契約に係る資産を合同して運用しているが、これとは分離して特別勘定で運用を行う契約形態がある。これを特別勘定契約といい、「厚生年金基金保険」や「確定給付企業年金保険」に特約を付加する形態をとる。

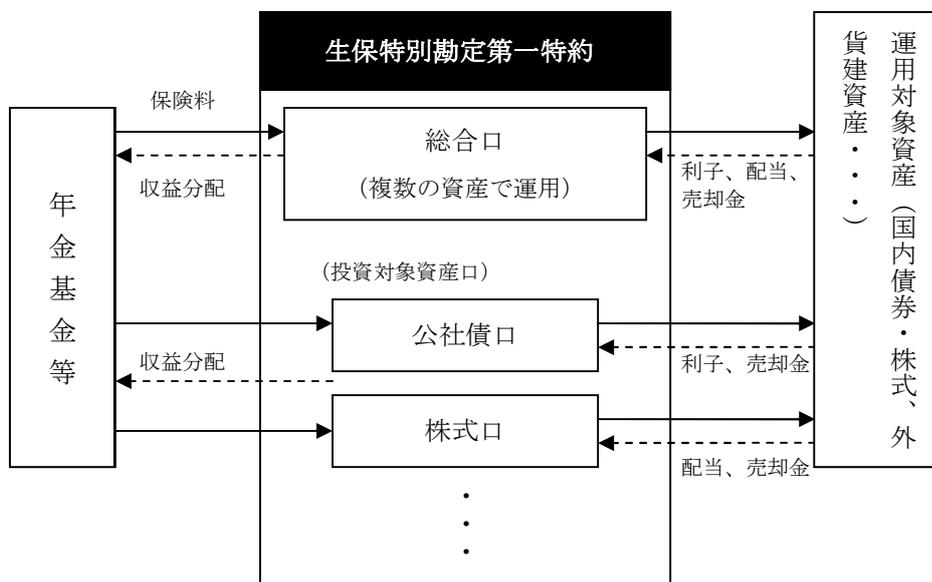
さらに、第一特約と第二特約という二つの契約区分があり、運用成果を反映する。

図表6は、特別勘定第一特約（以下「第一特約」という。）による運用を概念的に示したものであり、他の年金基金等の資金と合わせて合同で運用されている。第一特約には、複数の資産で運用する総合口⁴と資産タイプ別の合同運用口がある。債券や株式などの価格変動に伴うリスクは、特別勘定に直接反映され、運用状況は定期的に報告されている。

³ 本研究報告において、年金資産の運用に関する基本的な理解（図表5から図表11まで）については、「企業年金資産運用の基礎（第三版）」（企業年金連合会、2008年）を参考に加筆した。

⁴ 生命保険会社が自らの運用方針に基づいて資産構成を策定する商品のため、資産配分について各年金基金が個別に生命保険会社と協議し、指示することはできない。

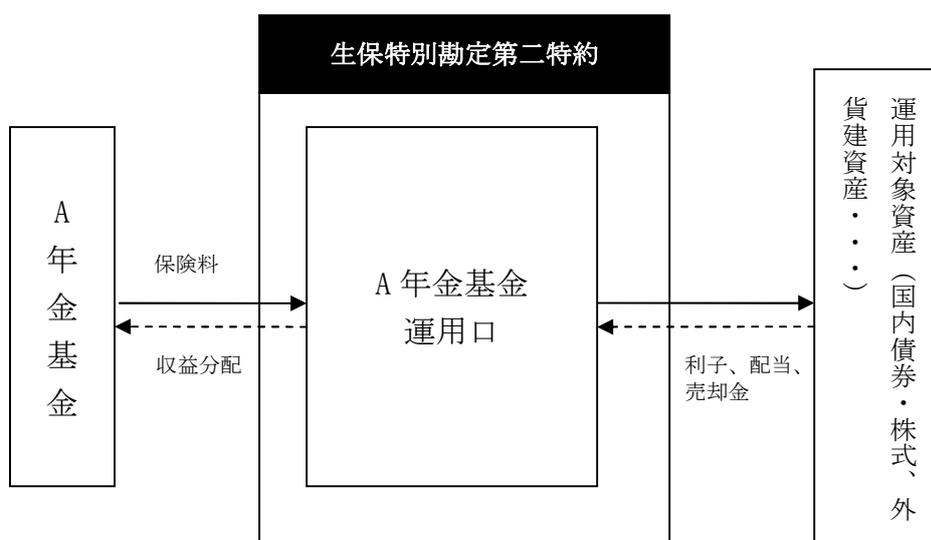
図表 6 団体年金保険契約の特別勘定第一特約



33. 特別勘定第二特約（以下「第二特約」という。）は、年金基金の個別資金を一般勘定から分離した特別勘定で、年金基金ごとに直接運用を行う契約であり、第一特約と同様に特約を付加する形態をとる。また、資産配分（投資方針）については、生命保険会社との協議に基づき指示することができる。

図表 7 は、第二特約の運用を概念的に示したものである。第一特約と異なり、年金基金ごとに勘定が設定される。

図表 7 年金保険契約の特別勘定第二特約



《③ 信託銀行における資産運用》

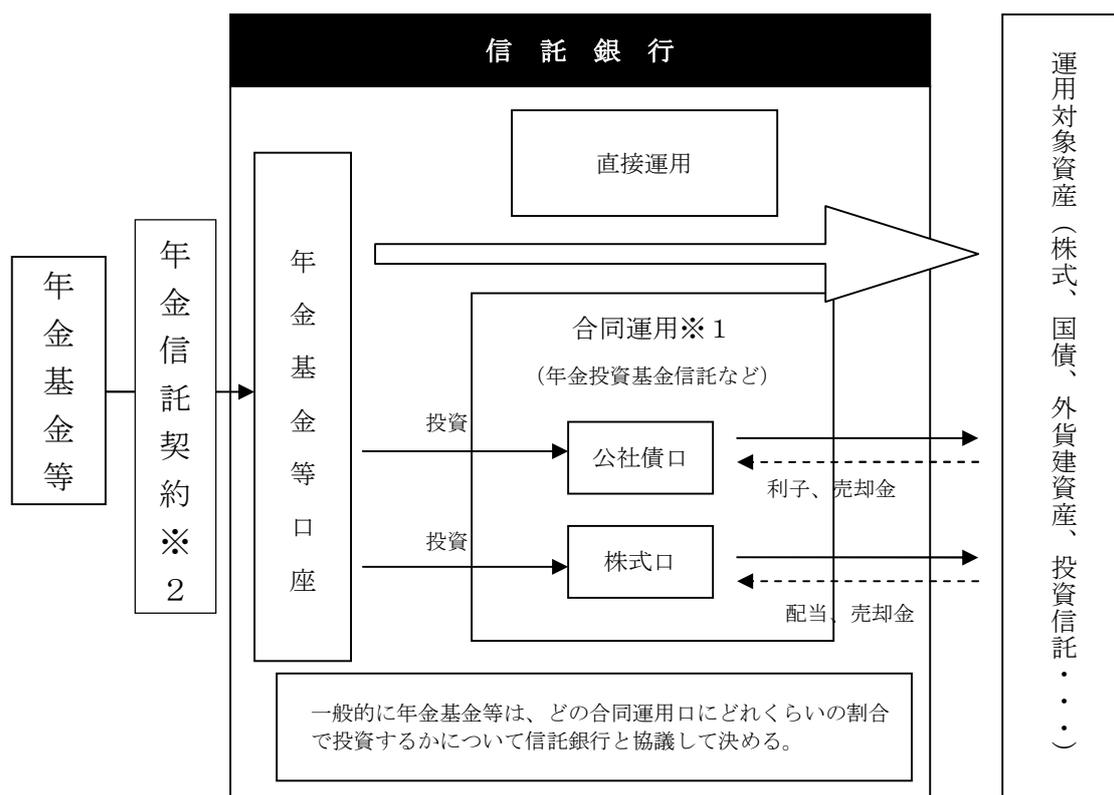
《ア. 年金信託契約 合同運用と直接運用》

34. 年金信託契約には、個別の年金基金ごとに、有価証券などの購入、売却が行われる直接運用と、複数の年金基金の資産を合同で運用する合同運用の二通りがある。いずれも信託銀行が年金資産の運用を受託している。

図表8は信託銀行による年金信託契約に基づく運用を概念的に示したものであり、図表9は信託銀行による運用対象資産の種類である。

運用資産は、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式の伝統的の四資産を中心とするが、オルタナティブ投資（代替投資）⁵と呼ばれるヘッジファンド、非上場株式ファンド、ベンチャー・キャピタル、不動産証券化商品、商品ファンドなど（これらのシングルファンドのみならず、ファンド・オブ・ファンズの場合もある。）が組み込まれた金融商品により運用されていることもある。

図表8 信託銀行の年金信託契約



※1 合同運用は、「年金投資基金信託」など信託銀行の契約名又は商品名で呼称されている。

※2 運用方針に応じて、複数の年金信託契約を締結する場合もある。

⁵ 本研究報告では、「オルタナティブ投資」を上場株式や債券といった伝統的資産とは異なる投資対象や投資戦略を駆使する運用手法の総称として使用している。

図表 9 信託銀行の年金信託契約の運用対象資産

資産タイプ	資産内容
預金等	預金、コールローン、手形、コマーシャルペーパー、抵当証券等
国内債券	国債、地方債、普通社債等
新株予約権付社債	CB、ワラント債（非分離型）
国内株式	国内株式等
外国債券	外国債券等
外国株式	外国株式等
不動産	不動産
REIT	不動産投資信託
受益証券等	貸付信託受益証券、証券投資信託受益証券、動産信託受益権及び不動産受益権、金銭債権信託受益権等
合同運用口	
種類	運用対象
公社債口	国債、地方債、社債、円建外債等
株式口	株式等
外貨建証券口	外国債券、外国株式等
貸付金口	貸付金等
金銭債権信託受益権	金銭債権信託受益権等
動産信託受益権口	動産信託受益権等
不動産信託受益権口	不動産信託受益権等

《イ. 年金特定信託契約》

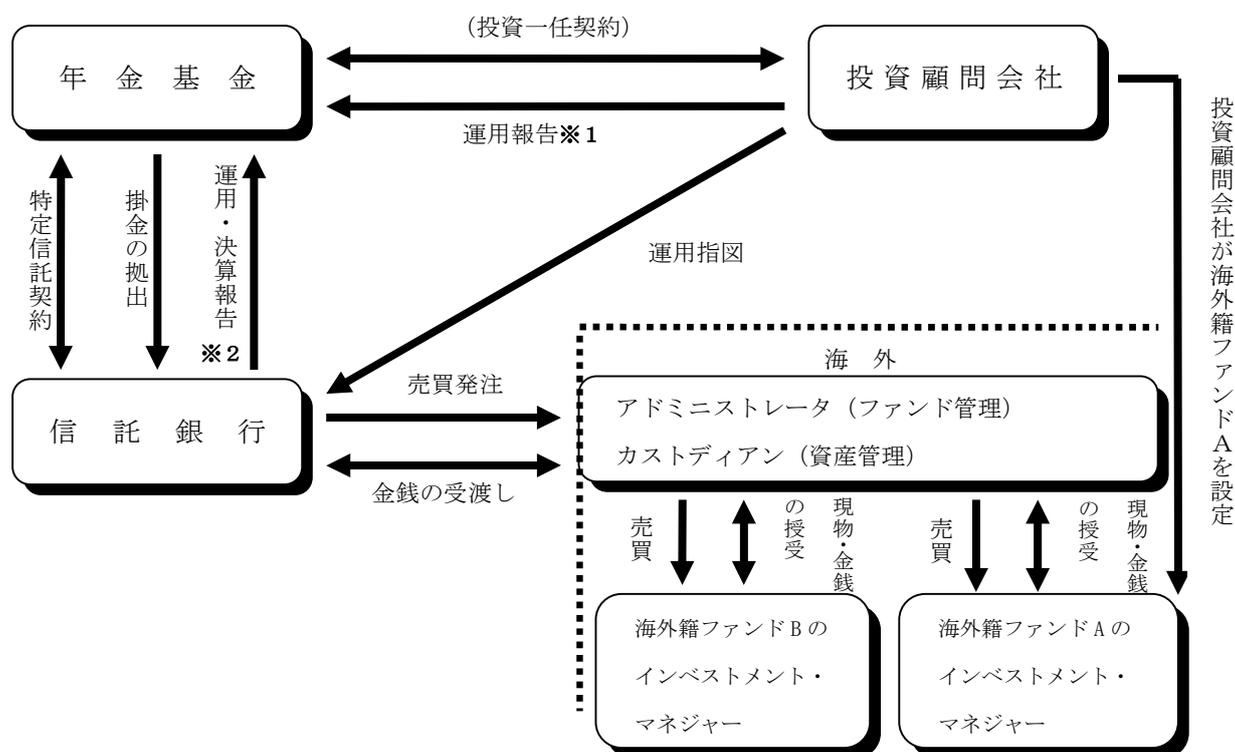
35. 年金基金が投資顧問会社と投資一任契約を締結する場合には、当該投資一任契約に係る年金資産について、信託会社又は信託業務を営む金融機関と運用方法を特定する信託の契約の締結を義務付けられている（改正前厚生年金保険法第130条の2第2項、確定給付企業年金法第66条第2項）。そのため、年金基金と信託銀行との間で年金特定信託契約が締結される。これには、金銭信託の場合と包括信託の場合がある⁶。運用対象としては、株式や債券のほかに、海外籍ファンドなどの投資信託もある。

投資一任契約は、年金基金が投資顧問会社に対して金融商品の価値の分析等に基づく投資判断を一任するとともに、当該投資判断に基づき当該基金のために投資を行う場合に必要な権限を委任する内容の契約となっている。投資一任業者による運用は、投資顧問会社が年金資産運用に参入した当初（平成2年）は各年金基金の資金が個別に独立して運用が行われ、合同運用が認められていなかったが、平成12年11月に「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則」の一部改正がされ、合同運用が可能となった。

⁶ 「金銭信託」とは、信託開始時及び信託終了時ともに、金銭で授受を行う信託であり、「包括信託」とは、金銭や有価証券など複数の種類の財産を一つの信託行為で行う信託をいう。

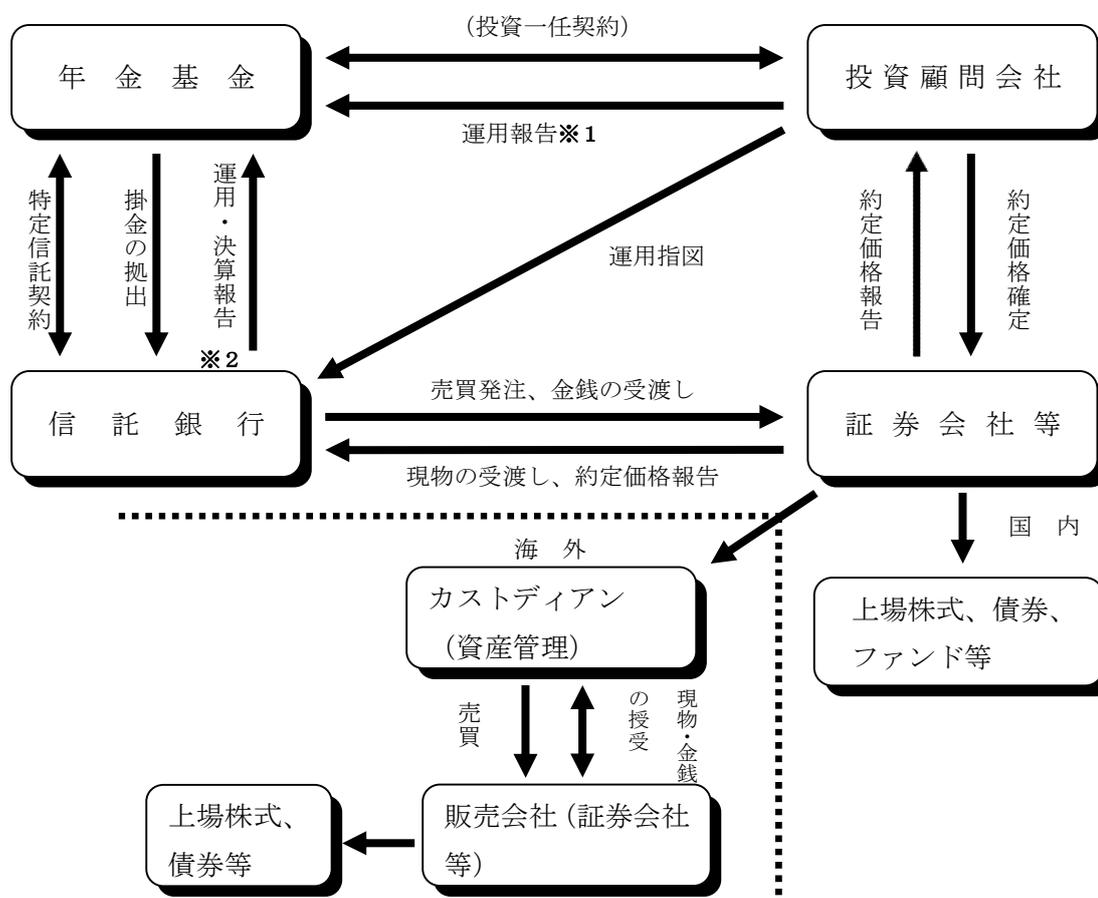
図表 10-1 及び図表 10-2 は、投資顧問会社による運用を概念的⁷ に示したものである。図表 10-1 は海外籍ファンド等に投資する場合の主要なスキームであり、投資一任契約を結んだ投資顧問会社の運用指図を受け、信託銀行がアドミニストレータを通じ、海外籍ファンド等の売買を行う。この場合、信託銀行名が当該ファンドの受益者として登録されるが、カストディアンが証券等を保管することが多い。図表 10-2 は上場株式など市場を通じて売買する運用対象や国内ファンド等に投資する場合の主要なスキームである。投資一任契約を結んだ投資顧問会社の運用指図を受け、信託銀行が債券や株式などの売買発注を行い、年金特定信託契約に基づく口座に運用対象が信託される。

図表10-1 投資顧問会社を利用する場合の主要なスキーム (海外籍ファンド等の場合)



⁷ 投資顧問会社が年金基金との投資一任契約に基づき年金資産を運用する投資対象には様々なものがあるが、図表 10-1 及び図表 10-2 では、海外籍ファンドなどに投資する場合と国内の債券や株式、ファンド及び海外の債券や株式などに投資する場合とに分けて示している。海外籍ファンドに投資をする場合は、当該投資顧問会社又は同社の関係外国法人等が実質的にファンドを設定し、運用を行っていることも多い。また、投資顧問会社は投資一任業務ではなく、投資助言業務や代理業務を提供している場合もある。

図表 10-2 投資顧問会社を利用する場合の主要なスキーム(上場株式等の場合)



※1 金融商品取引法第42条の7では「金融商品取引業者等は、運用財産について、内閣府令で定めるところにより、定期的に運用報告書を作成し、当該運用財産に係る知れている権利者に交付しなければならない。」とあり、金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、以下「内閣府令」という。）第134条第3項では、期間について6か月を超えてはならないとされており、投資一任契約の権利者が厚生年金基金又は国民年金基金である場合には、3か月を超えてはならないとされている。投資顧問会社は、取引・残高明細等の記載された運用報告書を月次で年金基金に提出しており、また、顧客の要請に基づき経済状況の説明や運用成果の分析結果等を記載した四半期ごとの運用報告書も提供している。なお、内閣府令第134条第1項第11号においては、金融商品取引業者等が業務又は財務に関する外部監査を受けている場合に、運用報告書に外部監査の実施者の名称等、その対象及び結果の概要の記載が求められている。外部監査として運用報告書の財務数値を対象とした監査の実施を強制するものではないが、運用報告書上の資産の一部又は全部に関する受託運用業務に係る内部統制に対する保証報告書業務やグローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証業務が実施されている場合には、その対象及び結果の概要の記載が求められている。

※2 信託銀行は、年金基金との契約により、合同運用、直接運用、投資顧問会社の投資一任契約によって資産管理を行う年金特定信託契約などの運用状況に関する報告書を作成し、月次で年金基金に報告している。「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則」においては、第19条第1項第15号で、信託業務に関する外部監査を受けている場合に、当該報告書に外部監査の実施者の名称等、その対象及び結果の概要の記載が求められている。

《④ 年金資産の運用としての投資信託》

36. 投資顧問会社と投資一任契約を結び、年金基金で独自の運用を委託する場合には、投資信託による運用が多く行われている。投資信託は「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という。）に基づき設定された信託であり、委託者指図型投資信託と委託者非指図型投資信託に分類されるが（投信法第2条第3項）、我が国において一般的に投資信託といえ、委託者指図型投資信託を指すことが多い。
37. 投資信託の受益証券は金融商品取引法上の有価証券に該当するため、当該受益証券を取得させる行為は金融商品取引法の規制を受ける。新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（以下「取得勧誘」という。）のうち、50名以上の者を相手方として取得勧誘する場合は有価証券の募集に該当するため、このような投資信託を一般的に公募投資信託という。
38. 一方、取得勧誘であって有価証券の募集に該当しない場合を有価証券の私募といい、このような投資信託を一般的に私募投資信託（以下「私募投信」という。）という。私募投信は少数の投資家又は特定の機関投資家のみを対象とした投資信託であり、顧客のニーズにあった商品設計が可能となっているため、年金基金の運用においても私募投信が多く実施されている。

一般に「私募投信」という場合には、投信法による会社形態（投資法人）、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」による投資事業有限責任組合、民法上の任意組合のみならず、海外の様々な法形態によるファンドなど、種々の形態の「ファンド」を含めて呼称されることも多い。

《⑤ 資産運用の委託》

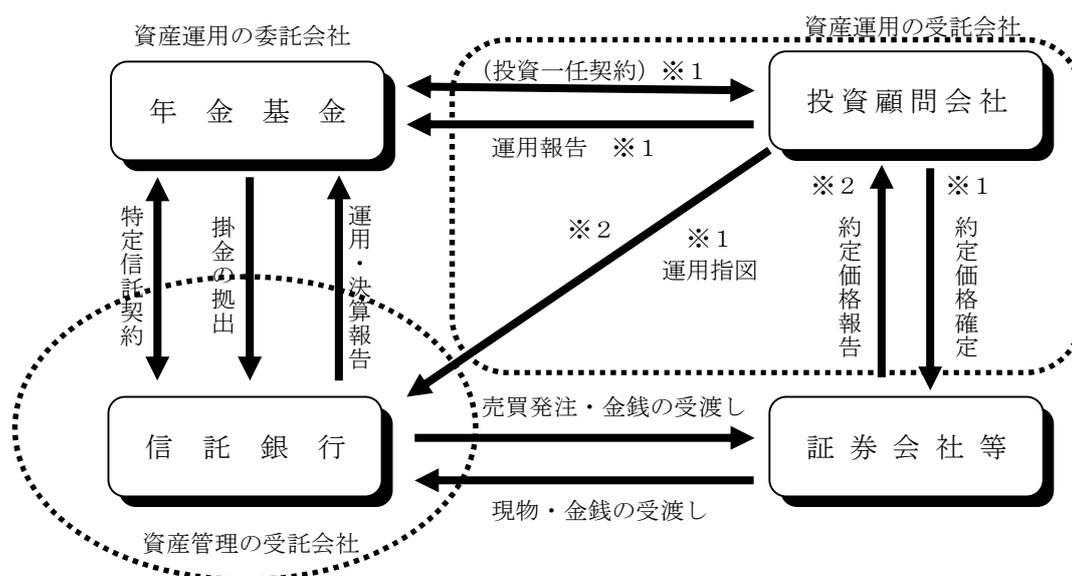
39. 年金基金は外部委託している業務の割合が極めて高い。そこで、年金基金の財務諸表を理事者が適正に作成するためには、年金基金自体の内部統制のほか、資産運用の委託先である生命保険会社や信託銀行の資産運用の受託業務に係る内部統制が適切に整備及び運用されていることが必要となる。

年金資産の資産運用について信託銀行の年金信託契約に基づく合同運用若しくは直接運用を行う場合、又は生命保険会社の保険商品により運用を行う場合には、年金基金は資産運用及び資産管理の委託者である。この際、信託銀行、生命保険会社は年金資産の現物管理の受託者（以下「年金資産受託機関」という。）となる。また、年金資産の資産運用に当たっては、上記の契約のほか、投資顧問会社に投資一任契約によって資産運用業務を委託する場合もあり、信託銀行、生命保険会社及び投資顧問会社は資産運用の受託者（以下「管理運用受託会社」という。）となる。

40. 年金基金が、投資顧問会社に投資一任契約によって資産運用業務を委託する場合には、投資顧問会社は売買発注や運用指図を行う管理運用受託会社であるが、資産の管理は信託銀行（年金特金契約による口座）が行っているため、年金資産受託機関とはならない。投資顧問会社が受託する業務に係る内部統制は、年金基金の年金資産の「運

用」に係る内部統制に関係し、信託銀行が受託する業務は、年金基金の年金資産の「管理」についての内部統制に関係する。なお、信託銀行が投資一任契約を受託する場合もあるが、図表 11 では、年金基金が投資顧問会社と投資一任契約を締結している場合の委託・受託の関係及び内部統制について図示している。

図表11 資産運用と資産管理の内部統制(投資顧問会社と投資一任契約を締結している場合の委託・受託関係)



※1 管理運用受託会社の内部統制のうち、年金基金（委託先）と結んだ投資一任契約及び運用ガイドラインに従った運用に係るアサーションに関連するもの

※2 売買発注、運用指図等に係る内部統制には、証券会社との間の確認作業（売買発注データと証券会社等からの約定データとの照合）や信託銀行との間の確認作業（運用指図データと信託銀行のデータとの照合）がある。

41. 年金資産の資産運用について信託銀行の年金信託契約に基づく合同運用若しくは直接運用を行う場合、又は生命保険会社の保険商品により運用を行う場合には、年金資産の運用に係る内部統制に関して、これら資産の管理及び運用を行う受託会社が、例えば、監査・保証実務委員会実務指針第 86 号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」等⁸の業務を行った上で、資産運用の委託者である年金基金は当該保証報告書を含む、「タイプ 1 又はタイプ 2 の報告書」⁹を利用することが考えられる。

そこでは、年金資産の勘定残高の実在性や評価に係るアサーションに関連する内部統制が、主として評価対象となる。

42. 年金資産の運用委託先である投資顧問会社からは、一定期間ごとに運用成果について運用報告書が年金基金に報告される。

運用実績については、自主基準であるグローバル投資パフォーマンス基準 (Global Investment Performance Standards, 以下「GIPS 基準」という。) に基づく開示が行われ、運用実績の算定が GIPS 基準に基づき一定の方針及び手続に準拠して行われているかどうかについての検証業務が行われることがある (業種別委員会報告第 36 号「グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針」参照)。

43. 年金資産の運用報告書等において外部監査の実施状況等の記載を行うという内閣府令 (図表 10-2 ※ 1 参照) が対象としている外部監査には、財務諸表監査のみならず、受託業務に係る内部統制の保証報告書業務や GIPS 基準準拠の検証業務も含まれることとされている。

《⑥ 制度管理業務》

44. 年金基金は、法令や基金規約の定めに基づき、毎月、加入者数等に応じた掛金額を計算し、加入事業所¹⁰から徴収する。また、加入者が退職したり、年金の支払期日が到来した場合には、給付額を決定 (裁定) して受給者等への支払を行う。前者は「掛金収納業務」、後者は「給付業務」と呼ばれる。

また、年金基金は、これらの掛金額の計算、給付額計算、又は決算時の年金数理計算の基礎として用いるために、加入者等の個人データを保有している。これらの個人データは、年金基金に加入する事業所等の申出に応じて適切に更新されている必要がある。このような業務は「適用業務」又は「加入者管理業務」といわれており、具体

⁸ この実務指針のほか、当該保証業務に係る実務指針として、例えば、米国公認会計士協会 (AICPA) が策定した SSAE16 (Statement on Standards for Attestation Engagements No. 16) や国際監査・保証審議会 (IAASB) が策定した ISAE3402 (International Standard on Assurance Engagements 3402) が適用されることが考えられる。

⁹ 「タイプ 1 の報告書」とは「受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する報告書」をいい、「タイプ 2 の報告書」とは「受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する報告書」をいう (監査基準委員会報告書 402 「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 7 項 (8) 及び (9))。これらはともに、受託会社の経営者が作成したシステム、統制目的及び内部統制の記述書と受託会社監査人の保証報告書を含むものである。

¹⁰ 本研究報告においては、厚生年金基金における「設立事業所」、確定給付企業年金基金における「実施事業所」に共通する呼称として「加入事業所」を用いる。

的には、従業員を新たに採用した場合の登録や、加入者の基準給与の改定、退職者が発生した場合の給付額の計算、受給権者が生存しているかの確認などが挙げられる。これらは総称して「制度管理業務」と呼ばれる。

45. 理解のために、図表 12 において、ある従業員が年金基金に加入してから年金給付を受けるまでのプロセスを例示する（実際には、年金給付以外に、一時金での給付や企業年金連合会への年金原資の移管等があるが、ここでは割愛している。）。

図表 12 基金加入から年金給付を受けるまでのプロセス

段 階	実施される業務の概要	
	加入事業所の業務	年金基金での業務
新入社員の基金加入	・加入届出	→ 加入処理（適用）
給与の改定	・給与データの届出	→ 給与改定処理（算定）
掛金の収納	・掛金の納付	← 上記の情報に基づき、掛金納入告知 → 掛金の受入
退職	・退職者情報の届出	→ 受給資格がある場合は、給付額決定処理（給付裁定） ・脱退処理（喪失）
年金の支給開始	・対象者から給付請求処理	→ 給付の支払
年金の支給停止	— (加入事業所は関与しない。)	・基金による生存確認（支給要件の確認） ・要件を満たさなくなった場合、給付の停止

なお、多くの年金基金は、当該加入者管理業務の一部を外部委託しており、その委託の範囲は業務委託形態によって異なっているため、留意が必要である。

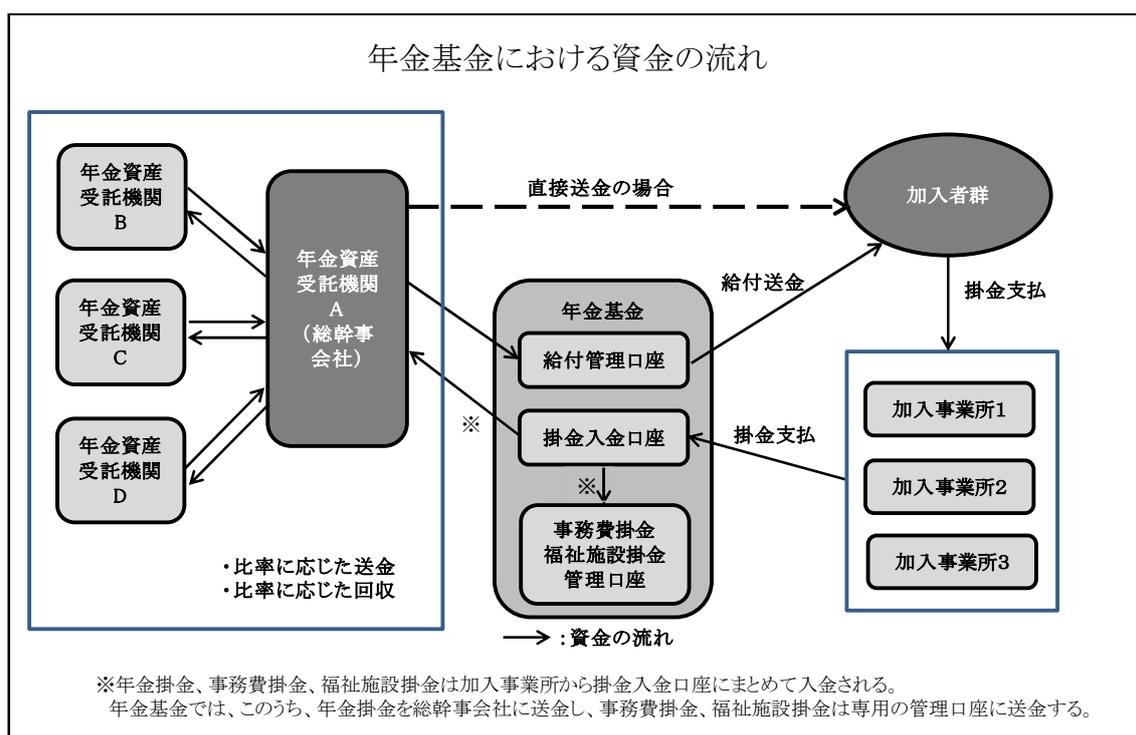
《③ 外部委託と総幹事会社》

46. 年金資産の現物管理については、複数の年金資産受託機関に委託するのが一般的である。そのため、複数の年金資産受託機関を取りまとめて資金の動きを統制する役割として、受託機関の中から総幹事会社を年金基金が決定することを理解しておくことが肝要である。なお、総幹事会社は資産運用業務以外の年金業務を受託することもあり、IA型、IB型又はII型と呼ばれる業務委託形態(第24項参照)において年金や一時金の給付事務等の業務を代行することがある。

47. 総幹事会社は、年金掛金（事務費掛金・福祉施設掛金を除く。）を一括して受け入れ、運用委託比率に応じて各年金資産受託機関に掛金を送金する。

また、受給者への給付は、年金基金が必要額の支払を総幹事会社に指図し、総幹事会社は年金基金に送金を行い、年金基金はこれを受給者に支払う。ただし、ⅠB型やⅡ型のように年金や一時金の給付事務を総幹事会社が受託している場合には、年金基金から総幹事会社への支払指図に基づいて総幹事会社から直接受給者へ給付する。総幹事会社は、給付負担比率に応じて各受託機関から負担額を計算し回収する。

図表 13 年金基金における資金の流れ



《⑦ 年金数理計算業務》

48. 年金基金の数理債務や最低積立基準額等は、決算日時点の加入者等のデータに基づき、予定利率や予定退職率などを始めとする計算基礎率を用いて算定される。そのプロセスはおおむね以下のとおりである。

＜決算における年金数理計算業務フロー＞

- ア. 加入者等のデータを入手する。
- イ. 基金が制定している「財政運営規程」等、財政運営の方針に基づき、評価の前提条件を決定する。
- ウ. 加入者等のデータに基づき、債務（数理債務や最低積立基準額等）の評価を行う。
- エ. 別途入手した資産額や入出金のデータ等を用いて、決算関係書類を作成する。
- オ. 資産・負債を対比して、積立水準の検証を行う。
- カ. 年金数理人が計算結果について確認し、必要とされる場合には「年金数理人の所見」

を作成する。

キ. これらについて、年金数理人の署名を付した上で、基金に報告する。

なお、企業会計における退職給付会計でも、退職給付債務の算定について数理計算が用いられているが、年金財政上の債務とは相違する点があることに留意する（付録2参照）。

付録1 年金基金の貸借対照表及び損益計算書の記載例

貸借対照表及び損益計算書の記載例を以下に示した。

なお、以下の記載例は年金基金の財務諸表についての具体的なイメージを提供するために作成されたものであり、各年金基金の記載実務を拘束するものではない。

例えば、厚生年金基金においては、厚生労働省「厚生年金基金の財政運営について」等の一部改正等について」（平成26年3月24日 年発0324第6号 厚生労働省年金局長から地方厚生(支)局長あて通知)に示された勘定科目説明及び様式を基に、各年金基金の会計区分又は会計方針等の状況に基づき、適宜修正して利用することが必要であることに留意する。

(※) 小分類については記載を省略している。

1. 厚生年金基金

(1) 貸借対照表

① 年金経理

貸借対照表

(年金経理)

(平成〇年3月31日現在)

1. 純資産

資産勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
流動資産		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	現金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	預貯金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収掛金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収受換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収制度間受換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収脱退一時金相当額受入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収政府負担金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収給付現価負担金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収未納掛金等交付金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収返納金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
最低責任準備金前納金	xxxxx	xxxxx	xxxxx	
固定資産		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	信託資産	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	保険資産	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	共済資産	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	投資	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

負債勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
流動負債		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	未払拠出金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払運用報酬等	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払業務委託費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払コンサルティング料	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払指定年金数理人費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払機械処理経費等	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	政府負担金返納金未払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	給付現価負担金返納金未払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払特別法人税	xxxxx	xxxxx	xxxxx
預り金	xxxxx	xxxxx	xxxxx	
支払備金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	未払給付費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払移換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払制度間移換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払の資産管理機関への移換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
未払離婚分割移換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx	
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

2. 負債

資産勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
		円	円	円
計				

負債勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
責任準備金		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	責任準備金(プラスアルファ部分)	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	最低責任準備金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

(数理債務) xxxxx円 前年度 xxxxx円 増減額 xxxxx円
 (未償却過去勤務債務残高) xxxxx円 前年度 xxxxx円 増減額 xxxxx円

3. 基本金

資産勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
基本金		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	繰越不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
純資産の計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
負債の計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
総合計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

負債勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
基本金		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	給付改善準備金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	繰入準備金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	承継事業所償却積立金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	別途積立金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
純資産の計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
負債の計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
総合計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

② 業務経理業務会計

貸借対照表

(業務経理業務会計)

(平成〇年3月31日現在)

資 産 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減 額
大 分 類	中 分 類			
流動資産		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	現金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	預貯金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収事務費掛金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収事務費交付金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収金 有価証券	xxxxx xxxxx	xxxxx xxxxx	xxxxx xxxxx
固定資産		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	土地	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	建物及び工作物	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	車両	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	器具及び備品	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	電話加入権	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	権利金敷金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰延勘定	前払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
基本金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	繰越不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

負 債 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減 額
大 分 類	中 分 類			
流動負債		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	預り金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	引当金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払業務委託費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払コンサルティング料 未払指定年金数理人費	xxxxx xxxxx	xxxxx xxxxx	xxxxx xxxxx
固定負債	長期借入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
基本金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	基本金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	繰越剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

③ 業務経理福祉施設会計

貸借対照表

(業務経理福祉施設会計)

(平成〇年3月31日現在)

資 産 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減 額
大 分 類	中 分 類			
流動資産		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	現金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	預貯金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収福祉施設掛金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	有価証券	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	仮払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
未収貸付金利息	xxxxx	xxxxx	xxxxx	
固定資産		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	土地	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	建物及び工作物	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	車両	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	器具及び備品	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	電話加入権	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	権利金敷金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	貸付金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰延勘定	前払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
基本金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	繰越不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

負 債 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減 額
大 分 類	中 分 類			
流動負債		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	預り金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	引当金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
固定負債	未払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	前受金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	長期借入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
基本金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	基本金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	繰越剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

(2) 損益計算書

① 年金経理

損益計算書
(自平成〇年4月1日～至平成〇年3月31日)

(年金経理)

1. 経常収支

費用勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
		円	円	円
給付金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	年金給付費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	一時金給付費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
移換金				
	移換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
制度間移換金				
	制度間移換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
資産管理機関への移換金				
	資産管理機関への移換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
離婚分割移換金				
	離婚分割移換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
拠出金				
	拠出金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
運用報酬等		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	固有の信託報酬	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	固有の保険事務費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	固有の共済事務費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	投資顧問料	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	保護預り手数料	xxxxx	xxxxx	xxxxx
業務委託費				
	業務委託費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
コンサルティング料		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	運用コンサルティング料	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	年金財政コンサルティング料	xxxxx	xxxxx	xxxxx
指定年金数理人費				
	指定年金数理人費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
機械処理経費等				
	機械処理経費等	xxxxx	xxxxx	xxxxx
特別法人税				
	特別法人税	xxxxx	xxxxx	xxxxx
運用損失		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	信託資産に係る当期運用損失	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	保険資産に係る当期運用損失	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	共済資産に係る当期運用損失	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	投資資産に係る当期運用損失	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

収 益 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減 額
大 分 類	中 分 類			
		円	円	円
掛金等収入	掛金等収入	xxxxx	xxxxx	xxxxx
受換金	受換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
制度間受換金	制度間受換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
脱退一時金相当額受入金	脱退一時金相当額受入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
負担金	政府負担金	(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	給付現価負担金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
運用収益	信託資産に係る当期運用収益	(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	保険資産に係る当期運用収益	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	共済資産に係る当期運用収益	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	投資資産に係る当期運用収益	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

2. 特別収支

費用勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
特別支出		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	費用計上不足額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	収益計上超過額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	不納欠損	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	雑支出	xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰入金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	業務会計への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	福祉施設会計への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

収益勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
特別収入		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	費用計上超過額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	収益計上不足額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未納掛金等交付金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	雑収入	xxxxx	xxxxx	xxxxx
受入金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	業務会計からの受入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	福祉施設会計からの受入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

3. 負債の変動

費用勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
責任準備金増加額		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	責任準備金(プラスアルファ部分)増加額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	最低責任準備金増加額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

収益勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
責任準備金減少額		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	責任準備金(プラスアルファ部分)減少額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	最低責任準備金減少額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

4. 基本金及び総合計

基本金勘定（剰余）				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
		円	円	円
準備金繰入額		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	給付改善準備金繰入額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	繰入準備金繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰越不足金処理金				
	繰越不足金処理金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
承継事業所償却積立金積増金				
	承継事業所償却積立金積増金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
別途積立金積増金				
	別途積立金積増金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
当年度剰余金				
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx
経常収支の計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
特別収支の計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
負債の変動の計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
総	合	計	xxxxx	xxxxx

基本金勘定（不足）				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
		円	円	円
準備金戻入金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	給付改善準備金戻入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	繰入準備金戻入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
承継事業所償却積立金取崩金				
	承継事業所償却積立金取崩金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
別途積立金取崩金				
	別途積立金取崩金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
当年度不足金				
	当年度不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx
経常収支の計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
特別収支の計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
負債の変動の計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
総	合	計	xxxxx	xxxxx

② 業務経理業務会計

損益計算書

(自平成〇年4月1日～至平成〇年3月31日)

(業務経理業務会計)

費用勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
		円	円	円
事務費		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	役職員給与	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	役職員諸手当	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	旅費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	退職手当引当費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	需用費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	会議費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
代議員会費		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	代議員報酬補償費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	代議員旅費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	代議員会需用費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	代議員会会議費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
業務委託費				
	業務委託費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
コンサルティング料		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	運用コンサルティング料	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	年金財政コンサルティング料	xxxxx	xxxxx	xxxxx
指定年金数理人費				
	指定年金数理人費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
機械処理経費				
	機械処理経費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰入金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	年金経理への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	福祉施設会計への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	基本金へ繰入れ	xxxxx	xxxxx	xxxxx
雑支出				
	雑支出	xxxxx	xxxxx	xxxxx
不納欠損				
	不納欠損	xxxxx	xxxxx	xxxxx
剰余金				
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

収 益 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減 額
大 分 類	中 分 類			
		円	円	円
掛金収入	事務費掛金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
事務費交付金	事務費交付金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
受入金		(XXXXX)	(XXXXX)	(XXXXX)
	年金経理からの受入金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
	福祉施設会計からの受入金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
寄付金	寄付金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
戻入金	基本金戻入金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
雑収入		(XXXXX)	(XXXXX)	(XXXXX)
	延滞金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
	受取利息及び配当収入	XXXXX	XXXXX	XXXXX
	雑収入	XXXXX	XXXXX	XXXXX
不足金	当年度不足金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
	計	XXXXX	XXXXX	XXXXX

③ 業務経理福祉施設会計

損益計算書

(自平成〇年4月1日～至平成〇年3月31日)

(業務経理福祉施設会計)

		費用勘定		
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
		円	円	円
事務費		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	役職員給与	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	役職員諸手当	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	旅費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	退職手当引当費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	需用費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	会議費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	材料費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰入金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	年金経理への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	業務会計への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	基本金へ繰入れ	xxxxx	xxxxx	xxxxx
福祉施設費		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	福祉施設費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	補助金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	福祉給付金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	諸謝金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
雑支出				
	雑支出	xxxxx	xxxxx	xxxxx
不納欠損				
	不納欠損	xxxxx	xxxxx	xxxxx
剰余金				
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

収 益 勘 定				
科 目		当 年 度	前 年 度	増 減 額
大 分 類	中 分 類			
		円	円	円
掛金収入	福祉施設掛金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
施設収入	施設収入	XXXXX	XXXXX	XXXXX
	貸付金利息	XXXXX	XXXXX	XXXXX
受入金		(XXXXX)	(XXXXX)	(XXXXX)
	年金経理からの受入金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
	業務会計からの受入金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
寄付金	寄付金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
戻入金	基本金戻入金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
雑収入		(XXXXX)	(XXXXX)	(XXXXX)
	受取利息及び配当収入	XXXXX	XXXXX	XXXXX
	雑収入	XXXXX	XXXXX	XXXXX
不足額	当年度不足金	XXXXX	XXXXX	XXXXX
	計	XXXXX	XXXXX	XXXXX

2. 企業年金基金

(1) 年金経理

① 貸借対照表

貸借対照表 (平成〇年3月31日現在)

(年金経理)

		資産勘定		
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
1. 純資産		円	円	円
流動資産		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	現金・預貯金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収掛金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収受換金等	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収脱退一時金相当額受入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収返納金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
固定資産		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	信託資産	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	保険資産	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	共済資産	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	投資	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx
2. 負債		円	円	円
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx
3. 基本金		円	円	円
基本金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	繰越不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	総合計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

負債勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
1. 純資産		円	円	円
流動負債		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	未払運用報酬等	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払業務委託費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払特別法人税	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	預り金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
支払備金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	未払給付費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払移換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
2. 負債		円	円	円
責任準備金		xxxxx	xxxxx	xxxxx
	責任準備金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
3. 基本金		円	円	円
基本金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	承継事業所償却積立金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	別途積立金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
総合計		xxxxx	xxxxx	xxxxx
	数理債務	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未償却過去勤務債務残高	xxxxx	xxxxx	xxxxx

② 損益計算書

損益計算書

(自平成〇年4月1日～至平成〇年3月31日)

(年金経理)

		費用勘定		
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
1. 経常収支		円	円	円
給付費		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	老齢給付金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	脱退一時金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	遺族給付金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	障害給付金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
移換金	移換金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
運用報酬等	運用報酬等	xxxxx	xxxxx	xxxxx
業務委託費等	業務委託費等	xxxxx	xxxxx	xxxxx
特別法人税	特別法人税	xxxxx	xxxxx	xxxxx
運用損失		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	信託資産に係る運用損失	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	保険資産に係る運用損失	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	共済資産に係る運用損失	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	投資資産に係る運用損失	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx
2. 特別収支		円	円	円
特別支出	特別支出	(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
		xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰入金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	業務会計への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	福祉施設会計への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx
3. 負債の変動		円	円	円
責任準備金増加額	責任準備金増加額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx
4. 基本金		円	円	円
繰越不足金処理金	繰越不足金処理金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
承継事業所償却積立金積増金	承継事業所償却積立金積増金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
別途積立金積増金	別途積立金積増金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
当年度剰余金	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	総合計	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	数理債務増加額	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未償却過去勤務債務減少額	xxxxx	xxxxx	xxxxx

収益勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
1. 経常収支		円	円	円
掛金等収入	掛金等収入	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
受換金	受換金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
脱退一時金相当額受入金	脱退一時金相当額受入金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
運用収益	信託資産に係る当期運用収益	(xxxxxx)	(xxxxxx)	(xxxxxx)
	保険資産に係る当期運用収益	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	共済資産に係る当期運用収益	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	投資資産に係る当期運用収益	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	計	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
2. 特別収支		円	円	円
特別収入	特別収入	(xxxxxx)	(xxxxxx)	(xxxxxx)
受入金	業務経理からの受入金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	計	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
3. 負債の変動		円	円	円
責任準備金減少額	責任準備金減少額	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	計	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
4. 基本金		円	円	円
承継事業所償却積立金取崩金	承継事業所償却積立金取崩金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
別途積立金取崩金	別途積立金取崩金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
当年度不足金	当年度不足金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	計	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	総合計	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	数理債務減少額	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	未償却過去勤務債務増加額	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx

(2) 業務経理 業務会計

① 貸借対照表

貸借対照表
(平成〇年3月31日現在)

(業務経理 業務会計)

資産勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
流動資産		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	現金・預貯金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収事務費掛金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	有価証券	xxxxx	xxxxx	xxxxx
固定資産		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	土地	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	建物及び工作物	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	車両	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	器具及び備品	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	電話加入権	xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰延勘定	権利金敷金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	前払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
基本金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	繰越不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

負債勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
流動負債		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	預り金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	引当金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払業務委託費等	xxxxx	xxxxx	xxxxx
固定負債	長期借入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
基本金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	基本金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	繰越剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

② 損益計算書

損益計算書

(自 平成〇年4月1日 ~ 至 平成〇年3月31日)

(業務経理 業務会計)

		費用勘定		
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
		円	円	円
事務費		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	役職員給与	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	役職員諸手当	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	旅費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	退職手当引当費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	需用費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	会議費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
代議員会費		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	代議員報酬補償費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	代議員旅費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	代議員会需用費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	代議員会会議費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
業務委託費等				
	業務委託費等	xxxxx	xxxxx	xxxxx
機械処理経費				
	機械処理経費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰入金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	年金経理への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	福祉事業会計への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	基本金への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
雑支出				
	雑支出	xxxxx	xxxxx	xxxxx
不納欠損				
	不納欠損	xxxxx	xxxxx	xxxxx
剰余金				
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

収益勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
		円	円	円
掛金収入	事務費掛金収入	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
受入金	年金経理からの受入金	(xxxxxx)	(xxxxxx)	(xxxxxx)
	福祉事業会計からの受入金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
寄付金	寄付金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
雑収入	延滞金	(xxxxxx)	(xxxxxx)	(xxxxxx)
	受取利息及び配当収入	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	雑収入	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
不足金	当年度不足金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	計	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx

(3) 業務経理 福祉事業会計

① 貸借対照表

貸借対照表
(平成〇年3月31日現在)

(業務経理 福祉事業会計)

資産勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
流動資産		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	現金・預貯金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収事務費掛金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未収金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	有価証券	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	仮払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
固定資産		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	土地	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	建物及び工作物	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	車両	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	器具及び備品	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	電話加入権	xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰延勘定	権利金敷金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	前払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
基本金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	繰越不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度不足金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

負債勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
流動負債		円	円	円
		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	預り金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	引当金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	未払金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
固定負債	長期借入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
基本金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	基本金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	繰越剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
計		xxxxx	xxxxx	xxxxx

② 損益計算書

損益計算書

(自平成〇年4月1日～至平成〇年3月31日)

(業務経理 福祉事業会計)

費用勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
		円	円	円
事務費		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	役職員給与	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	役職員諸手当	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	旅費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	退職手当引当費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	需用費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	会議費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	材料費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
繰入金		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	業務会計への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	基本金への繰入金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
福祉事業費		(xxxxx)	(xxxxx)	(xxxxx)
	福祉施設費	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	補助金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	福祉給付金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	諸謝金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
雑支出				
	雑支出	xxxxx	xxxxx	xxxxx
不納欠損				
	不納欠損	xxxxx	xxxxx	xxxxx
剰余金				
	当年度剰余金	xxxxx	xxxxx	xxxxx
	計	xxxxx	xxxxx	xxxxx

収益勘定				
科目		当年度	前年度	増減額
大分類	中分類			
		円	円	円
掛金収入	事務費掛金収入	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
施設収入	施設収入	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
受入金		(xxxxxx)	(xxxxxx)	(xxxxxx)
	年金経理からの受入金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	業務会計からの受入金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
寄付金	寄付金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
戻入金	基本金戻入金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
雑収入		(xxxxxx)	(xxxxxx)	(xxxxxx)
	受取利息及び配当収入	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	雑収入	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
不足金	当年度不足金	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx
	計	xxxxxx	xxxxxx	xxxxxx

付録2 退職給付債務と年金財政上の債務の相違

退職給付会計では、企業が年金制度へ拠出している掛金とは別に退職給付費用を算出する。同じ年金制度に係る給付債務について、年金財政と退職給付会計では異なった方法で債務を算出し、掛金及び費用を算出しているのは、両者の目的が異なるからである。年金財政は主として将来給付の支払に充てるべき年金の原資を平準的に事前積立することを目的としているのに対して、退職給付会計は、企業が負っている退職給付の支給義務を適切に負債計上することを目的としている（第48項参照）。

退職給付債務と年金財政上の債務の相違点

	年金財政上の債務	退職給付債務
目的	将来給付の支払に充てるべき年金の原資を平準的に事前積立する（継続基準） ことに加え、仮に制度を終了した時の必要額が確保されているかを確認する（非継続基準）。	企業が負っている退職給付の支給義務を負債に計上する。
債務額	数理債務及び最低積立基準額	退職給付債務
債務の評価基準	① 数理債務 将来の総給付予測額の現在価値である「給付現価」から、今後の掛金の収入見込額の現在価値である「掛金収入現価」を控除したものを債務とする。 ② 最低積立基準額 現時点で制度を解散した場合に保全すべき給付額を基準に債務を評価する。	退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算したものを債務とする。
費用の認識	退職までの期間で平準的に掛金を徴収	当期に発生していると認められる額を認識（必ずしも平準的でない。）。 なお、費用配分方法として、期間定額基準、給付算定式基準がある。
計算基礎率の設定	最善の見積りを基礎としつつ、年金財政の安定性に配慮して保守的に設定されることもある。	期間損益を適切に測定する最善の見積りを行うことを前提として設定する。
サイクル	年1回、財政検証を実施し、健全性を把握する。また、少なくとも5年ごとに財政再計算を行い、計画の見直しを行う。	年1回、資産負債を評価し、退職給付負債又は資産（個別財務諸表では退職給付引当金又は前払年金費用）を計上する。

付録3 厚生年金基金の財政検証時における所見の様式例

年金基金が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する書類は、年金数理人が確認を行って署名押印をしたものでなければならない。さらに、厚生年金基金において、年金数理人が当該確認を行った場合には、当該書類に所見を付さなければならない（第25項参照）。

厚生年金基金の財政検証時において年金数理人が所見を付す場合の様式例は以下のとおりである。

《厚生年金基金の財政検証時における所見の様式例》

（公益社団法人日本年金数理人会「厚生年金基金の財政運営に関する実務基準」より引用）

<p>1. 当年度の財政状況について</p> <p><input type="checkbox"/> 特になし</p> <p><input type="checkbox"/> 以下のとおり</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>
<p>2. 財政検証結果について</p> <p><input type="checkbox"/> 純資産が責任準備金以上である。</p> <p><input type="checkbox"/> 純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の150%のいずれか小さい額以上である。</p> <p><input type="checkbox"/> 数理上資産額が積立上限額以下となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下のとおり</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>
<p>3. 財政運営上特に留意すべき事項について</p> <p><input type="checkbox"/> 特になし</p> <p><input type="checkbox"/> 以下のとおり</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>

以 上